

平成 26 年 7 月 11 日

## 平成27年度補助事業の補助方針の見直しについて【案】

### 《補助メニューの改善事項》

#### (機械関連)

##### (1) 《「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新》について

- ①これまで『振興事業補助(一般事業)』で取組んできた《医療・福祉機器の開発》については、開発対象範囲を介護・健康分野まで含めたうえで当該分野に移すこととし、補助率を1/2から3/4にしました。
- ②《IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組み》に対して、新たにメニュー化しました。
- ③《「安全・安心」に資する取組み》については、全て補助率を3/4にしました。(これまでは、「人命事故に関わるもの」に限り3/4)

##### (2) 《自転車・モーターサイクルの技術革新》について

・補助率を2/3から3/4にしました。

##### (3) 《「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新》、《自転車・モーターサイクルの技術革新》、《標準化の推進》、《ものづくり支援》、《地域の中小機械工業の振興》、《省エネルギー等の環境》について

・上記見直しに伴い、上限金額を2,000万円から3,000万円に引き上げました。

##### (4) 《公設工業試験研究所等(以下「公設試」という。)における機械設備拡充事業等》について

これまで《公設試における機械設備拡充事業》について支援してきましたが、それに加えて、以下の内容を明文化、メニュー化しました。

- ①《公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業》を明文化しました。
- ②《公設試が主体的に取組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究》に対して、新たにメニュー化しました。

#### (公益関連)

##### [公益の増進]

##### (5) 『自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業』について

・東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて新たにメニュー化し、その補助率を4/5に設定しました。

##### (6) 『文教・社会環境(重点事業)』について

・重点事業として取組む事業を『社会環境』に特化しました。

(7) 『スポーツ』について

- ・「スポーツ振興に関する調査研究」を明文化しました。

(8) 『医療・公衆衛生』について

- ・「難病に関する研究機器(医療機器)の整備」について、難病に指定されていない希少難病も対象に含めることとしました。

(9) 『文教・社会環境(一般事業)』について

- ・これまで『文教・社会環境(重点事業)』として取組んできた「親と子のふれあい交流活動」及び「地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動」について、当該分野にある青少年の健全育成に資する事業と関連する事業として整理しました。

(10) 『新世紀未来創造プロジェクト』について

- ・子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける「社会福祉活動」に対して、新たにメニュー化しました。

〔社会福祉の増進〕

(11) 『地域共生型社会支援事業』の設定について

- ・従来から取組んできた、児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進していくため明文化しました。

(12) 『幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備』について

- ①「難病及び希少難病について正しい理解を深める活動」を新たにメニュー化しました。
- ②これまで〔公益の増進〕として取組んできた「引きこもり・不登校に対する支援活動」及び「子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動」を当該分野に移し、補助率を2/3から3/4にしました。

〔東日本大震災復興支援事業〕

- (13) これまで〔地域振興〕として取組んできた「東日本大震災復興支援事業」を引き続き支援していくためメニュー化しました。

**(機械・公益共通)**

- (14) 通年で申請ができる〔緊急事業への支援〕について、その名称を〔緊急的な対応を必要とする事業への支援〕に改めました。

以上